

## 川崎都市計画地区計画の決定（川崎市決定）

都市計画等々力緑地公園地区地区計画を次のように決定する。

名 称	等々力緑地公園地区地区計画	
位 置	川崎市中原区宮内4丁目及び等々力地内	
面 積	約43.8ha	
地区計画の目標	<p>本地区はJR南武線・横須賀線、東急東横線武蔵小杉駅から約1kmの位置にある総合公園であり、緑と水のうるおいの空間を有し、多数の運動施設や市民の憩いの場など多面的な機能を有する貴重な地域資源として広く市民に親しまれてきた。</p> <p>等々力緑地は、本市を代表するスポーツの拠点としての役割を持ち、興行利用も可能な大規模な観覧場を有する運動施設を主体として、多様化する市民のニーズに応えられる施設や機能など日常的な賑わいの創出が求められている。</p> <p>本計画は、今後においても誰もが心地よく過ごせる憩いの場を確保し、市民活動やスポーツの拠点として地域の活性化を図ると共に、周辺の住宅市街地への環境に配慮しつつ、多様なニーズに応えられる魅力ある地区を形成し、これを維持及び保全することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺の住宅市街地への環境に配慮した、賑わいのあるスポーツの拠点として、観覧場施設等の計画的な機能更新及び充実化を図る。 また、多様なサービスを提供する集客施設をスポーツ・レクリエーション機能と一体的に整備することで、観覧場施設を含む総合公園としての適切な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	観覧場施設を主体とした適切な土地利用を図るとともに、周辺の住宅市街地に配慮した環境の維持保全を図るため、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度について必要な基準を定める。

	壁面の位置 の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。
地区整備計画	建築物等に関する事項  建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号又は第2号アの規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) その全部又は一部を観覧場の用途に供する建築物にあっては、45メートル</p> <p>(2) 前号の建築物以外の建築物にあっては、次に掲げる数値 ア 15メートル イ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの</p>

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理由書

### 川崎都市計画地区計画の決定（等々力緑地公園地区地区計画）

等々力緑地は、川崎市のほぼ中央に位置する、市を代表する総合公園です。「川崎市総合計画」において、本市の三大公園に位置付けており、社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進するとしております。

また、現在手続を進めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」において、多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めるとしており、総合公園は都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、都市の顔となる個性と魅力ある整備を推進するとしております。

さらに、長期的視点に立った都市の将来像を示す「川崎市都市計画マスターplan中原区構想」において、社会環境の変化による市民の価値観の多様化や自然災害の発生による防災対応の必要性などに応えるため、民間活力も活かしながら、様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園をめざして、再編整備の取組を推進するとしております。

本市では、平成21年5月「等々力緑地再編整備方針」に基づき整備すべき内容を具体的にとりまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を平成23年3月に策定しました。その後、平成29年の都市公園法の改正や民間活力導入に向けた取組の検討が必要となったことから、令和4年2月に「等々力緑地再編整備実施計画」を改定しました。この実施計画では、社会状況の変化を踏まえた目指すべき将来像の実現に向けて、民間活力を活かして、施設の再編整備を実施するなど、緑やスポーツの拠点としての役割をさらに高めるため、市民、利用者団体、民間事業者による協働の取組を目指し、「新たな日常」を踏まえた公園機能の導入を進めることとしております。

こうした位置付けのもと、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更等に併せ、等々力緑地公園の区域内で再編整備を実施する区域面積約43.8haについて、地区計画を決定しようとするものです。

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

川崎市 中原区 宮内4丁目及び等々力地内

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

## 経緯書

### 今回の都市計画決定の経緯

令和 6年 9月 27日 都市計画素案説明会

令和 6年 9月 30日～ 都市計画素案縦覧

令和 6年 10月 15日

令和 6年 10月 28日 公聴会

令和 7年 2月 14日～ 公述意見の要旨と市の考え方縦覧

令和 7年 3月 17日

令和 7年 3月 11日～ 条例縦覧（今回手続）

令和 7年 3月 24日